

令和2年4月24日

保護者 様

鳥取県立米子工業高等学校長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた臨時休業について（連絡）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校教育活動に対しまして御理解及び御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策については、国内において感染が拡大し、令和2年4月16日に国から全国一律の「緊急事態宣言」が発令されました。

この緊急事態宣言を受け、県教育委員会が令和2年4月27日から5月6日までの間、臨時休業とすることを決定しました。生徒に対し、臨時休業の期間は自宅で学習することとし、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすよう指導しておりますので、御理解ください。

つきましては、下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

再度の臨時休業のため、御不安等が大きいこととは存じますが、保護者の皆様の御理解及び御協力をお願いいたします。

記

- 1 今後、学校からの連絡については、マチコミメール及び学校公式ホームページにて随時連絡しますので御確認ください。
- 2 家庭での生活について
 - (1) 休業期間中は毎日お子様の健康観察を行っていただき、その結果を毎朝9時までに学校でインストールしたアプリ Microsoft Teams の「課題」で報告をお願いします。発熱・呼吸困難・倦怠感・味覚や嗅覚の障害がある場合は保護者の方からも学校に連絡してください。規則正しい生活をする等、体調管理に努めるようお願いします。
 - (2) 不要不急の外出を避け、原則、自宅で過ごしてください。特に、大型連休期間における県外への旅行は控えてください。
 - (3) やむを得ず、外出する際には次の点に留意してください。
 - ・飛沫感染を最小限に抑えるためマスクを着用し、こまめに手洗いしてください。
 - ・人との距離を十分とってください。（少なくとも2m以上）
 - ・多くの人が集まる場所や、「3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が同時に重なる場」となるカラオケボックス等への出入りはしないでください。
- 3 臨時休業期間中、次の①～③の状況になった場合は、学校へ連絡してください。

（いずれも、午前8時から午後5時まで）

 - ・平日：学校電話（0859-22-9211）
 - ・土、日、休日：学校携帯（080-5239-7275）
 - ①生徒が新型コロナウイルスに感染した場合
 - ②生徒の同居する家族が新型コロナウイルスに感染した場合
 - ③生徒が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合